

生活保護法改正案の国会再提出の中止に関する意見書（案）

政府は、本年6月の国会で廃案となった生活保護法の改正案について、国会に再提出を予定している。しかし、本改正案は、憲法でうたわれた生存権、幸福追求権を根底から覆すものとして全国から批判され、廃案となったものである。

改正案の最大の問題点は、これまでも行われてきた、生活保護の申請を門前払いとする「水際作戦」を合法化することである。この間、生活保護の申請を断られた方が餓死・孤立死に追い込まれたり、病気で失業した娘と要介護の母親が生活保護バッシング報道を見て受給申請を諦め、心中を図るなどの事件も起きている。改正案は、こうした生活保護の申請すらできないという実態を更に広げるものである。

また、改正案では、保護の実施機関が、扶養義務者や同居の親族に対し、扶養が困難な理由について報告を求めることや、官公署に資産や収入などの資料提出を求め、銀行や雇主に照会することも可能になる。家族に迷惑を掛けたくないという理由で生活保護の申請をためらったり、DV被害者等が家族や親族に秘密で申請することも困難となる。

改正案の根拠となっている不正受給問題については、不正受給額は生活保護費総額の0.5%であり、悪質と判断されるものは更に少なく、現行法でも十分に対処は可能である。一方で、生活保護受給資格のある世帯の捕捉率は1割から2割程度であり、本来制度が必要とされる世帯へ行き渡らないという問題も解決されておらず、法改正により受給が更に困難になると予想されている。

本年5月、国連の社会権規約委員会から日本政府に示された総括所見では、「スティグマ（恥辱）のために高齢者が生活保護の申請を抑制されている」ことに懸念が表明され、「生活保護の申請手続を簡素化し、かつ申請者が尊厳をもって扱われることを確保するための措置を採る」ことなどを勧告している。

改正案は、国連の勧告にも反するものであり、こうした様々な問題の解決なしに国会に再提出することはあってはならない。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、生活保護法の改正案を国会に再提出しないよう強く要請する。